

水戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 重加算税賦課決定処分取消請求事件  
国側当事者・国(水戸税務署長)  
平成24年2月16日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	木名瀬 修一
同	石田 拓朗
同補佐人税理士	平本 祐一
被告	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
同処分行政庁	水戸税務署長 横山 薫
同指定代理人	吉田 俊介
同	西田 昭夫
同	鯉沼 康典
同	笠井 四郎
同	根本 篤
同	中根 浩之
同	中野 浩昭
同	篠田 雅史
同	大平 学

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 水戸税務署長が平成20年7月3日付けで原告に対してした平成16年分の所得税に係る過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分のうち35万8500円を超える部分、平成17年分の所得税に係る重加算税の賦課決定処分のうち16万5500円を超える部分及び平成18年分の所得税に係る重加算税の賦課決定処分のうち7万7000円を超える部分を取り消す。
- 2 水戸税務署長が平成20年7月3日付けで原告に対してした平成16年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分のうち1万9000円を超える部分、平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税の賦課決定処分のうち2万6000円を超える部分並びに平成18年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費

税に係る重加算税の賦課決定処分のうち1万1000円を超える部分を取り消す。

## 第2 事案の概要等

### 1 事案の概要

本件は、学習塾等を営む原告が、平成16年から平成18年の所得税、消費税・地方消費税（以下、消費税と地方消費税を併せて「消費税等」という。）の確定申告をした際、現金収入の申告漏れがあったことについて、水戸税務署長が原告に対し、重加算税の賦課決定処分をしたところ、上記申告漏れは過失によるものであり、重加算税の課税要件である事実の隠ぺいはないと主張して、被告に対し、同処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分の取消しを求めた事案である。

### 2 争いのない事実等（証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実を含む。）

(1) 原告は、水戸市において「A」、「B」の屋号で学習塾及び英会話教室を営む個人事業主で、平成3年の所得税につき青色申告の承認申請を行い、その頃承認を受け、以後継続的に青色申告書を提出してきた者で、平成16年から平成18年までの間（以下、その当時を「本件当時」ということがある。）も同様であった。

(2) 原告は、平成16年分から平成18年分まで（以下「本件各年分」という。）の所得税及び平成16年1月1日から同年12月31日まで、平成17年1月1日から同年12月31日まで、平成18年1月1日から同年12月31日までの各課税期間（以下「本件各年課税期間」という。）の消費税等について、別紙1「課税の経緯（所得税）」及び別紙2「課税の経緯（消費税）」の各「確定申告」欄のとおり記載がある確定申告書（乙9の1ないし3、10の1ないし3。以下、これらを併せて「本件各確定申告書」と、本件各確定申告書を提出した行為を「本件各確定申告」とそれぞれいう。）を法定申告期限内に水戸税務署長に提出した。

原告は、本件各確定申告の際、別紙3「現金収入集計表」記載の合宿費（同集計表の「合宿」欄に当たる。）、季節講習費（同集計表の「講習」欄に当たる。）及び初回授業料等（同集計表の「領収書」欄に当たる。）の現金収入（各年毎の合計は、同集計表「合計①～③」の欄に記載のとおりである。以下「本件各現金収入」という。）を計上することなく、所得税の申告に係る損益計算書（以下「本件各損益計算書」という。）を作成した上、これに基づき、本件各確定申告を行った。

(3) 原告は、平成19年12月から平成20年3月にかけて、水戸税務署による税務調査を受けた後、同月17日、本件各年分の所得税及び本件各年課税期間の消費税等について、申告漏れしていた所得（本件各現金収入を含む。）を加算して、別紙1「課税の経緯（所得税）」及び別紙2「課税の経緯（消費税）」の各「修正申告」欄のとおり記載がある修正申告書（乙7の1ないし3、乙8の1ないし3）を水戸税務署長に提出した。

(4) 水戸税務署長は、平成20年7月3日付けで、本件各現金収入の申告漏れが国税通則法（以下「法」という。）68条1項の「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するとの判断の下、同項に基づき、別紙1「課税の経緯（所得税）」及び別紙2「課税の経緯（消費税）」の各「賦課決定」欄記載のとおり、本件各年分の所得税に係る重加算税の賦課決定処分及び本件各年課税期間の消費税等に係る重加算税の賦課決定処分（これらを併せて、以下「本件各重加算税賦課決定処分」という。）をした（甲1ないし6）。

(5) 原告は、平成20年7月29日、水戸税務署長に対し、本件各重加算税賦課決定処分につ

いて異議を申し立てた（甲7）。

(6) 水戸税務署長は、平成20年10月28日、上記(5)の異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をし（甲8）、そのころ、原告は決定謄本の送達を受けた。

原告は、同年11月26日、国税不服審判所長に対し、本件各加重算税賦課決定処分について審査請求をした（甲9）。

(7) 国税不服審判所長は、平成21年11月17日、上記(6)の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をし、そのころ、原告は裁決書謄本の送達を受けた（甲10）。

### 3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、原告が本件各現金収入を計上せずに本件各損益計算書を作成し、これに基づき本件各確定申告を行ったことが法68条1項所定の、事実を隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出したことに当たるか否かである。

（被告の主張）

原告は、口座振替の方法で受領していた授業料以外に現金で受領していた初回授業料、合宿費及び季節講習費による収入があったにもかかわらず、それらの現金収入を収入に計上せずに虚偽の本件各損益計算書を作成し、これらに基づいて本件各確定申告書を提出した。

売上げの一部を除外した内容虚偽の損益計算書を作成することが法68条1項の「隠ぺい」に当たることは明らかであり、原告はその隠ぺいしたところに基づき本件各確定申告書を提出したことから、原告が現金収入を本件各損益計算書に収入として計上すべきものであることを認識しつつ、これを意図的に計上しなかったことは明らかであり、隠ぺいすることを認識していなかったと認められるような特段の事情は認められない。

以上から、本件各確定申告は法68条1項所定の隠ぺいしたところに基づき行ったことは明らかであり、本件各加重算税賦課決定処分は適法である。

（原告の主張）

(1) 本件において、原告には、以下の①ないし⑤の事情が存在した。

① 確定申告の時期（毎年2月、3月）は、原告が経営する塾の繁忙期と重なっており、経営と教鞭（問題作成、過去問調査、入試情報の整備、進路相談・受験相談などを含む。）の両方を担当していた原告は当時繁忙期中二、三日間ほどで確定申告の作業を行ったが、その作業中にも進路相談の連絡が来るなど確定申告の作業に集中できる環境にはなかった。

② 原告は、当時、確定申告の作業を1人で行っていたが、特に会計や税の専門的な知識を有しておらず、確定申告の作業においても何を収入として計上しなければならないかなどを意識せずに存在する資料で確定申告の作業を行った。

③ 現金収入が発生する合宿などのイベントは採算を度外視したボランティア的なもので、赤字だったこと、売上げの大部分を占める授業料が口座振替に移行したこと、それに上記②も加わり、原告は確定申告の際に現金収入を計上すべきであるとの認識が限りなく薄かった。

④ 原告は現金収入や経費について日頃特に帳簿を付けておらず、確定申告の作業時に端的に現金収入の金額を把握できる資料を有しておらず、資料が散在する中で確定申告の作業を行い、現金収入を失念してしまった。

⑤ 原告は平成18年分の売上げを730万2500円過大申告したが、これは収入を仮装・隠ぺいする者の通常の行動とはいえない。さらに、原告は現金収入のすべてを計上しなかったが、これは仮装、隠ぺいの故意ある者が普通行う行為ではない。

(2) 上記(1)の①ないし⑤の事情から、原告が本件各現金収入を計上せずに作成した本件各損益計算書に基づき行った本件各確定申告は、過失によるものであることは明らかである。したがって、法68条1項所定の隠ぺい行為に当たらないから、本件各加重算税賦課決定処分は違法である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

争いのない事実等、証拠（甲10、12ないし14、乙1ないし10、12、14ないし18（書証は枝番号も含む。）、原告本人尋問の結果）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(1) 原告（昭和32年12月生まれ）は、昭和63年、平成元年ころから水戸市内において個人で学習塾の経営を始め、本件当時、小中高生を対象とした学習塾（A。本部校の他、約4か所ほどの教室があった。）と英会話教室（B）を運営していた（以下、原告が運営していた塾について、名称を問わず「本件塾」ということがある。）。平成21年4月22日に法人成りして株式会社Aが設立され、原告はその代表者となった。

本件当時、本件塾全体の売上げのうちBからの売上げが占める割合は1ないし3パーセントに過ぎず、その大部分はAの売上げによるものであった。本件当時のAの生徒数は、別紙4「A&C 生徒数・職員数推移」（CはAのうちの特定の教室の名称である。）の「生徒数」欄に記載のとおりであり、本件塾の生徒数の総数は最低の時で153名（平成17年4月）、最高の時で352名（平成18年12月）であった。

(2) 本件当時、本件塾において、平常の授業の他、合宿及び季節講習がそれぞれ年3回（合宿は春、夏、秋、季節講習は春、夏、冬。なお、合宿は、勉強だけではなく、入学試験終了後に娯楽施設で楽しむことなども含まれていた。）行われた。本件塾における授業料の支払は、平成10年ころそれまで行われてきた現金による支払から口座振替による支払に変更になったが、初回授業料（本件塾に入塾してから口座振替が実現されるに至るまでの間の授業料の他、入学金も存在する。以下、単に「初回授業料」という。）、合宿費、季節講習費については、その後も現金による支払が行われ、合宿及び季節講習への参加を希望する生徒又は保護者はその申込みの際、申込書とともに現金を支払う必要があった。それ以外に、口座振替ができなかった場合（預金残額が不足した場合など）には、授業料を現金で受領することもあった。本件当時、本件塾において季節講習が開催されている間は通常の授業は行われず、本件塾に通塾している生徒のうち多数の生徒は季節講習に通っていた。本件塾において、本件当時、季節講習費による現金収入（受講料）、合宿費による現金収入、初回授業料は相当高額に及んだ（原告が行った修正申告によれば、季節講習費による現金収入は、平成16年は287万3640円、平成17年は232万6746円、平成18年は361万9681円で、合宿費による現金収入は、平成16年は179万3400円、平成17年は206万5000円、平成18年は282万1500円で、初回授業料の現金収入は、平成16年は109万7372円、平成17年は87万5588円、平成18年は176万1367円であった。）。

初回授業料、合宿費、季節講習費については、原告が生徒又は保護者から直接受領する場合と本件塾の講師（以下「講師」という。）らが生徒又は保護者から受領する場合の両方があった。講師らが現金を受領した場合には、領収書の控え、申込書とともにすべて原告に現金を渡した（原告が雇用するパート職員が現金の受領に関わることはあったが、その場合でも同人か

ら原告に現金が渡された。)。本件塾において、最終的な現金の管理は原告が1人で行っていた。

(3) 原告は、平成3年分の所得税について、水戸税務署長に青色申告の承認を申請し、同年分以後の各所得税につき青色申告の承認を受け、以降平成21年4月22日に法人成りしたのに伴い、同年6月19日に個人事業の廃業等届出書、所得税の青色申告の取りやめ届出書を提出し、青色申告の承認を失うまでの間、毎年青色申告をしていた。ところが、本件当時、原告は青色申告を利用する者に要求される現金出納帳等の法定帳簿を備え付けることを怠っていた。すなわち、原告は、収入や経費について日頃帳簿に記載することはなく、確定申告の時期が近づくと、自身で保管していた振込通知書や領収書控え等に基づき、AとBを区別して表計算ソフトに月別の収入や必要経費の金額を入力し、その数値を集計した本件各損益計算書(乙12の1ないし3)を作成した上、本件各損益計算書を基に本件各確定申告書(乙9の1ないし3)を自ら作成し、提出した。本件塾において最終的な現金の管理は原告が1人で行っていたが、同人は現金を受け取ると、帳簿に記帳することなく、自分の机の引出しの中に現金を入れて管理し、その現金を本件塾に関する支払に適宜充てていた。金額が大きいときには、原告は金融機関に預金することもあった。

その後、平成19年ころから、原告は乙税理士(以下「乙税理士」という。)に確定申告の作業を依頼するようになった。

(4) 当時水戸税務署個人課税第二部門に在籍していた丙国税調査官(以下「丙調査官」という。)は、平成19年12月13日、A(●●本部校)に赴き税務調査を実施した。原告は、記帳状況について、入金振り込みで管理できるので帳簿は作成していない、振り込みが遅れた場合は現金でもらうことになるが、そのようなことはほとんどないなどと回答した(乙1)。

原告は、平成19年12月18日、水戸税務署に赴き、給与台帳、給与支払明細書などの書類を持参し、提出したが、その中には平成16年春に行われた合宿の際の現金収入について原告の職員が作成したメモ(乙2の2)も含まれていた。

丙調査官は、平成20年2月6日、水戸税務署において、原告が委任した乙税理士に対し、平成19年12月13日の上記調査の際に原告は入金を振り込みで管理している旨回答していたが、合宿費等の現金収入があるはずであり、売上計上漏れがあると思われるので検討するように依頼した。その際、丙調査官は乙税理士に対し、現金収入の存在が想定されることを記載した「指摘事項」と題する書面(乙2の1)などを示した。

乙税理士は、平成20年3月4日、水戸税務署において、丙調査官に対し、調査結果として、平成18年分の売上金額に約730万円の過大計上があると申し出るとともに、丙調査官が依頼した上記検討事項につき、原告は、合宿費については、本業とは別であり、申告額に含めなくともよいと認識していたようであり、経費についても申告額に含まれていないはずであること、平成16年、17年ころまでは現金収入があったが、平成18年からは合宿費も授業料としてすべて振り込みに行っていると回答した。これに対し、丙調査官は、原告が合宿費は本業と別であるとする理由が理解できないこと、合宿時のバスのリース代等の費用が必要経費に含まれていること、平成19年春の本件塾の出した広告に、初回現金納入で入塾手続きが完了することがうかがえる記載があること(乙3)を指摘し、現金収入の有無について確認してもらいたい旨伝えた。

乙税理士は、平成20年3月13日、水戸税務署において、丙調査官に対し、原告が平成16年分576万4412円、平成17年分526万7334円、平成18年分820万254

8円の現金収入を売上金額に計上しておらず、その他の計上漏れの収入、経費の過大計上を併せて、平成16年分901万8694円、平成17年分550万9719円、平成18年分310万4083円の計上漏れないし経費の過大計上があった旨を伝え、本件各年分の現金売上額などを記載した明細表(乙5)を提出した。その際、乙税理士は、本件各年分毎の合宿費、季節講習費、初回授業料の金額を表形式でまとめた資料(乙5の2枚目、3枚目)を提出した。これに対し、丙調査官は、原告が現金収入はほとんどない旨以前述べていたこと、また、乙税理士が現金収入については平成18年分からすべて振り込みになっていると回答していたにもかかわらず、同年に800万円もの現金収入があるのはおかしいのではないかと質問したところ、乙税理士は、原告は申込書等の書類は捨ててしまっていて、現在は保存していないと認識していたが、それをスタッフが保存していたなどと回答した。

原告は、平成20年3月17日、上記争いがない事実等(3)記載のとおり水戸税務署長に修正申告書を提出した。

- (5) 乙税理士が丙調査官に対し平成20年3月13日に交付した上記書面(乙5の1枚目、2枚目(別紙3の「現金収入集計表」))によれば、原告の申告漏れ等の内訳は概ね以下のとおりである。
- ア 平成16年-901万8694円(現金収入576万4412円(合宿による収入179万3400円、季節講習による収入287万3640円、初回授業料による収入109万7372円の合計額)とその他の計上漏れ325万4282円の合計額)。
  - イ 平成17年-550万9719円(現金収入526万7334円(合宿による収入206万5000円、季節講習による収入232万6746円、初回授業料による収入87万5588円の合計額)とその他の計上漏れ24万2385円の合計額)。
  - ウ 平成18年-310万4083円(現金収入820万2548円(合宿による収入282万1500円、季節講習による収入361万9681円、初回授業料による収入176万1367円の合計額)とその他の計上漏れ233万0253円を合計した1053万2801円から過大計上額742万8718円(うち収入の過大計上額730万2500円)を差し引いた額)。
- (6) 原告は、平成16年分の所得税の確定申告書(乙9の1)において、所得金額を1114万7416円と申告していたのに対し、同修正申告書(乙7の1)において、1114万7416円に上記計上漏れ等の901万8694円を加算した2016万6110円を所得金額として申告し、平成17年分の所得税の確定申告書(乙9の2)において、所得金額を883万7245円と申告していたのに対し、同修正申告書(乙7の2)において、883万7245円に上記計上漏れ等の550万9719円を加算した1434万6964円を所得金額として申告し、平成18年分の所得税の確定申告書(乙9の3)において、所得金額を963万0901円と申告していたのに対し、同修正申告書(乙7の3)において、963万0901円に上記計上漏れ等の310万4083円を加算した1273万4984円を所得金額として申告した。
- (7) 本件各確定申告の際作成された平成16年度の損益計算書(乙12の1)には、経費として旅費交通費231万5079円、車輛費37万円が、平成17年度の損益計算書(乙12の2)には、経費として旅費交通費234万7155円、車輛費23万9315円が、平成18年度の損益計算書(乙12の3)には、経費として旅費交通費326万7182円、車輛費2

2万4323円がそれぞれ記載されていた。本件当時、本件塾において合宿を実施した際、滞在先であるホテル等の宿泊料金等、娯楽施設の入場料、鉄道の乗車券代やバスの貸切り料金、旅行傷害保険の保険料などの経費がかかったところ（乙14の1ないし26）、上記損益計算書に記載された旅費交通費、車輛費とは本件塾において合宿を実施した際に原告が支出したこれらの経費のことである（原告は、上記(6)の各修正申告において、新たな経費の計上を何ら行っていないことから、合宿を実施する際にかかった経費は、損益計算書に計上された経費に既に含まれていたことは明らかである。）。

## 2 争点についての判断

- (1) 過少申告をした納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対して重加算税を課することとされている（法68条1項）。この重加算税の制度は、納税者が過少申告をするについて隠ぺい、仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである。

したがって、重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠ぺい、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものであるが、上記重加算税制度の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解すべきである（最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決・民集49巻4号1193頁参照）。

- (2)ア 原告は、平成16年に現金収入576万4412円を所得として申告しなかったところ、これは平成16年分の修正申告に係る総所得金額（2016万6110円）の約29パーセント（小数点以下四捨五入（以下同じ））に当たる額であり、平成17年に現金収入526万7334円を所得として申告しなかったところ、これは平成17年分の修正申告に係る総所得金額（1434万6964円）の約37パーセントに当たる額であり、さらに、平成18年に所得として計上しなかった額は過大計上額を差し引くと310万4083円であり、計上漏れしていた現金収入は820万2548円であるところ、これは平成18年分の修正申告に係る総所得金額1273万4984円の約64パーセントに当たる金額である。

イ 上記ア記載の事実の背景は以下のとおりである。

本件当時のAの生徒数は別紙4「A&C 生徒数・職員数推移」の「生徒数」欄に記載のとおりであり、本件塾の生徒数の総数は最低の時で153名（平成17年4月）、最高の時で352名（平成18年12月）と多かったこと、両者を比較すると後者は前者の2倍以上であることなどから本件塾において毎月一定数の入塾者が存在し、一定額以上の初回授業料（原告は、原告本人尋問において生徒1人当たりの初回授業料の平均額は5000円くらいであったと供述する。）が発生していたと見られる。現に本件塾の初回授業料による収入は、平成16年が109万7372円、平成17年が87万5588円、平成18年が176万1367円であったことは上記1(2)、(5)記載のとおりである。

さらに、合宿及び季節講習はそれぞれ年3回（合宿は春、夏、秋、季節講習は春、夏、冬）行なわれ、かなりの人数が参加し（合宿については乙14の1ないし26。季節講習については上記1(2)）、その都度高額な現金収入が発生したこと、合宿費による収入は平成16年が179万3400円、平成17年が206万5000円、平成18年が282万1500円であり、季節講習費による収入は平成16年が287万3640円、平成17年が232万6740円、平成18年が361万9681円に上っていたことは上記1(2)、(5)記載のとおりである。

ウ 青色申告の承認を受けた納税義務者は、帳簿書類を備え付けて、これに取引を記録し、かつその帳簿書類を保存しなければならず（所得税法148条1項、同法施行規則56条から64条、昭和42年8月31日号外大蔵省（現財務省）告示第112号）、青色申告書には、貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添付しなければならない（所得税法149条）。

原告は、平成3年分の所得税から青色申告の承認を受け、同年分から平成21年分までの各所得税につき毎年青色申告をしてきた。本件塾の授業料は平成10年ころまではすべて現金により支払われており、原告は本件塾の経営者としてそれらの現金収入を少なくともある時点まで（平成15年以前も現金収入を所得として申告していなかったことを原告は認めている。第3回口頭弁論調書参照。）は自己の所得として申告してきたはずである。以上から、原告は、現金による収入も所得として計上すべきであることを認識していたものと言える。

エ 水戸税務署が原告に対し税務調査を開始した以降の原告、同人から委任を受けた乙税理士と丙調査官との間の交渉の経緯、内容は上記1(4)記載のとおりであり、現金収入に関する原告の丙調査官に対する説明、回答（乙税理士を介したものを含む。）は上記1記載の認定事実に照らし、不自然・不合理なものと言える。

オ 以上の検討結果を総合すると、原告は本件塾において現金の最終的な管理を行っており、長く青色申告制度を利用し、少なくともある時点までは現金収入を自己の所得として申告してきたにもかかわらず、3年間にわたり高額な現金収入（本件当時、現金収入は原告の全収入の約3割から約6割もの割合を占めていた。）を損益計算書に一切記載せず、それに基づき本件各確定申告書を作成し、提出したこと、原告は合宿の際支出した旅費交通費、車輛費を経費として損益計算書に記載し、本件各確定申告をしており、合宿が本件塾の事業の一環に属することを十分に認識していたと推認されるにもかかわらず、合宿を行ったことによる現金収入は損益計算書に一切記載しなかったこと、水戸税務署が原告に対し税務調査を開始した以降の現金収入に関する原告の不自然・不合理な説明、回答などを総合すると、原告は、現金収入の発生及び金額を十分に認識しながら、それらの現金収入をことさら収入に計上せず、事実と反する損益計算書を作成し（「隠ぺい」）、これに基づき真実の所得金額よりも少ない所得金額を記載した本件各確定申告書を作成し、提出したものと認められる。

(3)ア 原告は、確定申告の時期（毎年2月、3月）は、原告が経営する塾の繁忙期と重なっており、経営と教鞭（問題作成、過去問調査、入試情報の整備、進路相談・受験相談などを含む。）の両方を担当していた原告は当時繁忙期中二、三日間ほどで確定申告の作業を行ったが、その作業中にも進路相談の連絡が来るなど確定申告の作業に集中できない環境にはなかったと主張する。



しかし、原告は、本人尋問においても、確定申告書作成の作業は大体3日くらい休みを取って集中して行っていたと供述しており、繁忙を理由に過ちを犯したとは認めがたい。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

イ 原告は、当時、確定申告の作業を原告自身1人で行っていたが、特に会計や税の専門的な知識を有しておらず、確定申告の作業においても何を収入として計上しなければならないかなどを意識せずに存在する資料で確定申告の作業を行ったと主張する。

しかし、原告は、平成3年ころ、青色申告の承認を受け、同年分から平成21年分まで毎年青色申告を継続的に行ってきた者で、平成19年頃からは乙税理士に確定申告の作業を依頼することとなったが、それまでは1人で確定申告を行っていたこと、原告は少なくともある時点までは現金による収入を所得として申告していたことから、現金収入について所得として計上すべきことを認識していたと認められることは上記(2)記載のとおりである。さらに、仮に原告が会計や税の専門的な知識を有していなくても、確定申告に当たり、現金収入を所得として申告する必要があることは容易にわかることと言える。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

ウ 原告は、現金収入が発生する合宿などのイベントは採算を度外視したボランティア的なもので、赤字だったこと、売上げの大部分を占める授業料が口座振替に移行したこと、それに上記第2の3(原告の主張)(1)の②(会計、税務に関する知識不足)も加わり、原告は確定申告の際に現金収入を計上すべきであるとの認識が限りなく薄かったと主張する。

しかし、原告が現金収入について所得として計上すべきことを認識していたと認められることは上記認定のとおりであり、仮に原告が主張するとおり合宿が赤字であったとしても(その点は本件証拠上明らかではない)、合宿による収入は、平成16年が179万3400円、平成17年が206万5000円、平成18年が282万1500円と多額であること、本件塾における収入のうち現金収入が相当の割合を占めていたことから原告の主張は採用できない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

エ 原告は、現金収入や経費について日頃特に帳簿を付けておらず、確定申告の作業時に端的に現金収入の金額を把握できる資料を有しておらず、資料が散在する中で確定申告の作業を行い、現金収入を失念してしまったと主張する。

しかし、原告は長く青色申告を行ってきた者であり、少なくともある時点までは現金による収入を所得として申告していたことなどから、現金収入について所得として計上すべきことを認識していたと認められることは上記(2)ウ記載のとおりであり、仮に確定申告の作業時に端的に現金収入の金額を把握できる資料を有していなかったとしても、現金収入を申告するのを失念したとは認め難い。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

オ 原告は、平成18年分の売上げ730万2500円を過大申告したところ、これは収入を仮装・隠ぺいする者の通常の行動とはいえないから、本件各確定申告は過失によるものであると主張する。

証拠(甲9、10、14)によれば、原告は平成18年の確定申告のため損益計算書を作成するに際し、同年6月分の口座振替予定金額を加算せず、逆に平成19年1月の口座振替予定金額を加算するという誤りを犯し、その結果730万2500円を過大に計上すること

となったと認められる。ところで、現金収入の発生及び金額を認識しながら、それらの現金収入をことさら収入に計上せず、事実と反する損益計算書を作成し、これに基づき真実の所得金額よりも少ない所得金額を記載した確定申告書を作成し、提出した者であっても、計算ミス、集計ミスなどによって誤って売上高を過大申告してしまうこともあり得るから、原告が集計ミスなどによって過大申告したことをもって、直ちに本件各確定申告が過失によるものと認めることはできない。そして、本件において、平成16年、17年に関する確定申告に際し原告が行った行為と平成18年に関する確定申告に際し原告が行った行為の全体を総合的に観察して判断すると、平成18年における売上げの過大申告の事実は上記認定、判断に影響を及ぼすものではない。売上げ730万2500円の過大申告は収入を仮装・隠ぺいする者の通常の行動とはいえないという原告の主張は採用できない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

### 3 小括

以上から、原告が本件各損益計算書に基づいて行った本件各確定申告は、法68条1項所定の、事実を隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出した行為に当たると解されるから、水戸税務署長が原告に対し本件各重加算税賦課決定処分を行ったことは適法である。

### 第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

水戸地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 窪木 稔

裁判官 田中 正哉

裁判官 蓮江 美佳

## 課税の経緯（所得税）

（単位：円）

年分	区分	年月日	総所得金額 （事業所得の金額）	納付すべき税額	過少申告加算税の額	重加算税の額	
平成 16 年	確定申告	平成17年2月28日	11,147,416	434,200	—	—	
	修正申告	平成20年3月17日	20,166,110	3,089,100	—	—	
	賦課決定	平成20年7月3日	—	—	92,000	605,500	
	異議申立て	平成20年7月29日	—	—	—	0	
	異議決定	平成20年10月28日	(棄却)				
	審査請求	平成20年11月25日	—	—	—	0	
	審査裁決	平成21年11月17日	(棄却)				
平成 17 年	確定申告	平成18年3月2日	8,837,245	▲111,800	—	—	
	修正申告	平成20年3月17日	14,346,964	1,164,900	—	—	
	賦課決定	平成20年7月3日	—	—	—	430,500	
	異議申立て	平成20年7月29日	—	—	—	0	
	異議決定	平成20年10月28日	(棄却)				
	審査請求	平成20年11月25日	—	—	—	0	
	審査裁決	平成21年11月17日	(棄却)				
平成 18 年	確定申告	平成19年3月9日	9,630,901	277,200	—	—	
	修正申告	平成20年3月17日	12,734,984	988,300	—	—	
	賦課決定	平成20年7月3日	—	—	—	248,500	
	異議申立て	平成20年7月29日	—	—	—	0	
	異議決定	平成20年10月28日	(棄却)				
	審査請求	平成20年11月25日	—	—	—	0	
	審査裁決	平成21年11月17日	(棄却)				

(注) 「納付すべき税額」欄の▲は、還付金の額に相当する税額を表す。

## 課税の経緯（消費税）

(単位：円)

	区分	年月日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	過少申告加算税	重加算税	
平成16年課税期間	確定申告	平成17年2月28日	60,944,000	1,218,880	1,218,800	304,700	—	—	
	修正申告	平成20年3月17日	68,683,000	1,373,660	1,373,600	343,400	—	—	
	賦課決定	平成20年7月3日	—	—	—	—	5,000	45,500	
	異議申立て	平成20年7月29日	—	—	—	—	—	0	
	異議決定	平成20年10月28日	(棄却)						
	審査請求	平成20年11月25日	—	—	—	—	—	0	
	審査裁決	平成21年11月17日	(棄却)						
平成17年課税期間	確定申告	平成18年3月2日	66,157,000	1,320,080	1,326,200	331,500	—	—	
	修正申告	平成20年3月17日	71,198,000	1,311,852	1,536,000	384,000	—	—	
	賦課決定	平成20年7月3日	—	—	—	—	—	87,500	
	異議申立て	平成20年7月29日	—	—	—	—	—	0	
	異議決定	平成20年10月28日	(棄却)						
	審査請求	平成20年11月25日	—	—	—	—	—	0	
	審査裁決	平成21年11月17日	(棄却)						
平成18年課税期間	確定申告	平成19年3月9日	88,686,000	1,921,641	1,625,700	406,400	—	—	
	修正申告	平成20年3月17日	89,568,000	1,867,698	1,715,000	428,700	—	—	
	賦課決定	平成20年7月3日	—	—	—	—	—	38,500	
	異議申立て	平成20年7月29日	—	—	—	—	—	0	
	異議決定	平成20年10月28日	(棄却)						
	審査請求	平成20年11月25日	—	—	—	—	—	0	
	審査裁決	平成21年11月17日	(棄却)						

